

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	生活保護の決定等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西多摩福祉事務所は、生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定等に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。事務の内容は以下のとおり。 ①生活保護の決定及び実施②生活保護の申請の受理③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更⑤生活保護の停止若しくは廃止⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収⑧就労自立給付金の申請の受理 申請書と保護台帳にマイナンバーを記載し、各種照会及び情報提供事務に対応する。
③システムの名称	生活保護システム(fureai)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護世帯登録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の15の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠): 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第2における情報照会の根拠): 26の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令における情報提供の根拠): 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条(主務省令における情報照会の根拠): 第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都西多摩福祉事務所
②所属長	谷津洋子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西多摩福祉事務所 東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎2階 電話0428-22-9375
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西多摩福祉事務所 東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎2階 電話0428-22-9375

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

